

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

「雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について」の一部訂正について

「雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について（令和7年4月1日付け国住指第532号）」の内容について、下記のとおり訂正する。

貴職におかれては、貴都道府県管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

(訂正箇所：傍線部分)

訂正箇所	訂正前	訂正後
第1 改正の概要	突角部、縁部に <u>受雷部を設置する。加えて、以下の</u>	突角部、縁部に以下のいずれかの条件を満たすように <u>受雷部を配置</u> することが望ましい。
2 改正後の避雷設備告示に規定される外部雷保護システムの概要	いづれかの条件を満たすように配置することが望ましい。	
表 JIS Z9290-3-2019、JIS A4201-1992 及び 2003 の比較		
規格 JIS Z9290-3-2019		
項目 屋上突角部、縁部の保護		

第3 既存遡及の取扱い 3行目	(略) 法第3条第3号及び第4号の規定により、(略)	(略) 法第3条第3項第3号及び第4号の規定により、(略)
第3 既存遡及の取扱い 1 既存建築物に設置されている避雷設備が JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造である場合 表 求められる改修工事内容例 規格 JIS Z9290-3-2019 への改修内容 項目 配置方法	<u>対応不要</u>	<u>既存の受雷部を活用しつつ、保護されない部分が生じている場合には回転球体法等を用い、受雷部を追加で配置する。</u>

国 住 指 第 5 3 2 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について
(技術的助言)

雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和 6 年国土交通省告示第 151 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 8 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

ついては、この告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴都道府県管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の概要

1 概要

避雷設備の構造方法は、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1425 号。以下「避雷設備告示」という。）において、日本産業規格 A4201（建築物等の雷保護）-2003（以下「JIS A4201-2003」という。）に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとしており、また、附則において、日本産業規格 A4201（建築物等の避雷設備（避雷針））-1992（以下「JIS A4201-1992」という。）に適合する構造の避雷設備は、JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなすとしている。

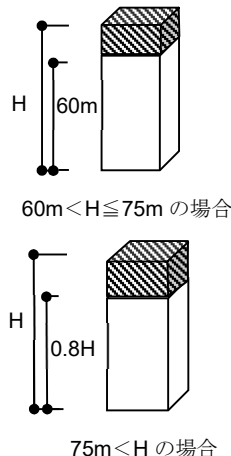
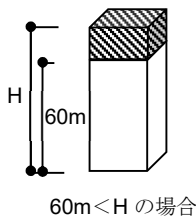
近年、建築物の落雷被害は建物屋上の突角部分のものが大半を占めており、これに対応するため、避雷設備告示に関し、JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護シス

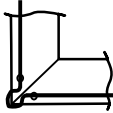
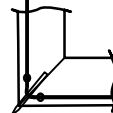
テムに適合する構造とする規定を廃止し、屋上突角部への保護方法が規定された日本産業規格 Z9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）-2019（以下「JIS Z9290-3-2019」という。）に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする改正を行った。なお、JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造とする規定を廃止することに伴い、JIS A4201-1992 に適合する構造の避雷設備についても、避雷設備告示で定める構造に適合しないこととなる。

2 改正後の避雷設備告示に規定される外部雷保護システムの概要

JIS Z9290-3-2019 と JIS A4201-1992 及び JIS A4201-2003 との主な規格の比較は次の表のとおり。

表 JIS Z9290-3-2019、JIS A4201-1992 及び 2003 の比較
(一般建築物 (LPL IV) の場合)

規格 項目	JIS Z9290-3-2019	JIS A4201-2003	JIS A4201-1992
保護対象	・被保護物上部 ・被保護物側部	・被保護物上部 ・被保護物側部	・被保護物上部
受雷部の配置方法	・回転球体法 ・保護角法(受雷部の高さにより、保護角度が変動(地表面から受雷部の上端までの高さが 20m の場合最大 53°)する。なお、受雷部高さ 60m 以下の場合に限る。) ・メッシュ法	・回転球体法 ・保護角法(受雷部の高さにより、保護角度が変動(地表面から受雷部の上端までの高さが 20m の場合最大 55°)する。なお、受雷部高さ 60m 以下の場合に限る。) ・メッシュ法	・保護角法 (60°) ・むね上げ導体による方法
高層建築物における側壁の保護	下図のように側壁部分に受雷部を設置  60m < H ≤ 75m の場合 75m < H の場合	下図のように側壁部分に受雷部を設置  60m < H の場合	規定なし

屋上突角部、縁部の保護	突角部、縁部に以下のいずれかの条件を満たすように受雷部を配置することが望ましい。 ① 外周部を覆う金属製の笠木を利用する。 ② 外壁の縁部の直近に沿って受雷導体を配置し、かつ、突角部に下図のように受雷部を設置する。   導体による対策 突針による対策	規定なし	規定なし ※むね上げ導体が突角部等に設置される場合あり
引下げ導線の間隔	・平均間隔 原則 20m 以下(20m を超える場合には、同規格に基づく離隔距離の確保等必要な対策を講じる) ・既存建築物における間隔 50m 以下 ・水平環状導体を 20m 以下の間隔で設置することが望ましい	・平均間隔 原則 25m 以下(25m を超える場合には、同規格に基づく離隔距離の確保等必要な対策を講じる) ・水平環状導体の間隔 20m 以下	・原則 50m 以下
接地極システムの分類	次のいずれかとする。 ・A 型接地極 ・B 型接地極(構造体利用接地極を含む) ※JIS A4201-1992 に規定する接地極であればこれらを満たす	次のいずれかとする。 ・A 型接地極 ・B 型接地極(構造体利用接地極を含む) ※JIS A4201-1992 に規定する接地極であればこれらを満たす	・接地抵抗 総合接地抵抗： 10Ω 以下 単独接地抵抗： 50Ω 以下 ・基礎(構造体)の利用(接地抵抗が 5Ω 以下の場合)

第2 JIS Z9290-3-2019 の適用時期

適合すべき外部雷保護システムの構造については、改正告示施行後 1 年を経過する日（令和 8 年 3 月 31 日）までにその工事に着手する建築物については、改正前の避雷設備告示に規定する「JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造（JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合するものとみなす JIS A4201-1992 に適合する構造の避雷設備を含む。以下第 2 において同じ。）」とすることができるとする経過措置を設けることとした。

本経過措置の適用上の留意点は以下のとおりである。

1 工事の着手について

経過措置適用の基準である工事の着手は、避雷設備の設置に係る工事の着手ではなく、避雷設備を設置する建築物の工事の着手である。よって、建築物の工事の着手が令和8年3月31日以前である建築物であれば、避雷設備の設置開始が令和8年4月1日以降であっても、JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることができる。

2 既存不適格について

経過措置期間中にその工事に着手する建築物、又は現に工事中の建築物若しくは現に存する建築物の避雷設備が JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造である場合については、経過措置期間が経過した令和8年4月1日以降は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する既存不適格建築物となることに留意されたい。このため、経過措置期間中にその工事に着手する建築物については、JIS Z9290-3-2019 に規定する外部雷保護システムに適合する構造の避雷設備を設置することが望ましい。

3 建築主等への説明

経過措置の適用に当たっては、建築士は建築主等に対して経過措置を適用すること及びその理由並びに設計によっては令和8年4月1日以降に既存不適格となる可能性があることについて説明することが望ましい。

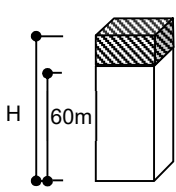
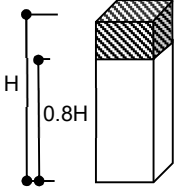
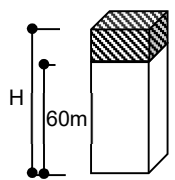
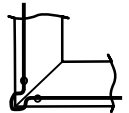
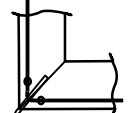
第3 既存遡及の取扱い

高さが20mを超える既存の建築物について、改正後の避雷設備告示施行後の経過措置期間終了後において、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下、「増築等」という。）を行う場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定により、避雷設備を JIS Z9290-3-2019 に規定する外部雷保護システムに適合する構造としなければならない。JIS Z9290-3-2019 に規定する外部雷保護システムに適合する構造の避雷設備に改修するために求められる工事内容（LPL IVの場合）の一例は以下のとおり。

1 既存建築物に設置されている避雷設備が JIS A4201-2003 に規定する外部雷保護システムに適合する構造である場合

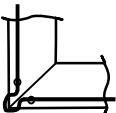
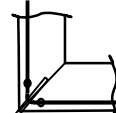
表 求められる改修工事内容例

規格 項目	JIS Z9290-3-2019 への改修内容	JIS A4201-2003 (改修前)
保護対象	対応不要	・被保護物上部 ・被保護物側部

受 雷 部 シ ス テ ム	配置方法	既存の受雷部を活用しつつ、保護されない部分が生じている場合には回転球体法等を用い、受雷部を追加で配置する。	・回転球体法 ・保護角法(受雷部の高さにより、保護角度が変動(最大 60°)する。なお、受雷部高さ 60m 以下の場合に限る。) ・メッシュ法
	高層建築物の側壁の保護	対応不要  60m < H ≤ 75m の場合  75m < H の場合	下図のように側壁部分に受雷部を設置(回転球体法によって保護できない部分に限る)  60m < H の場合
	屋上突角部、縁部の保護	突角部、縁部に受雷部を設置する。 加えて、以下のいずれかの対策を講じることが望ましい。 ① 外周部を覆う金属製の笠木を利用する。 ② 外壁の縁部の直近に沿って受雷導体を配置し、かつ、突角部を下図のように設置する。  導体による対策  突針による対策	規定なし
	引下げ導線システムの間隔	引下げ導線の改修は不要だが、平均間隔が 20m を超える場合は、引下げ導線と導電性部材の間に発生する火花放電に対し、影響を受けない対策を施す。	・平均間隔 原則 25m 以下 ・水平環状導体の間隔 20m 以下
接地極システムの分類		対応不要	・A 型接地極 ・B 型接地極 ・構造体利用接地極

2 既存建築物に設置されている避雷設備が JIS A4201-1992 に適合する構造である場合

表 求められる改修工事内容例

規格 項目		JIS Z9290-3-2019 への改修内容	JIS A4201-1992 (改修前)
保護対象		被保護部側部への追加保護が必要	・被保護物上部
受 雷 部 シ ス テ ム	受雷部の配置方法	既存の受雷部を活用しつつ、保護されない部分が生じている場合には回転球体法等を用い、受雷部を追加で配置する	・保護角法(60°) ・むね上げ導体
	高層建築物の側壁の保護	屋上の突角部及び縁部に追加保護を行うことで、建築物全体の保護強化が可能であることから、建築物の高さ 60m を超える側壁部分への受雷部設置は不要。	なし
	屋上突角部、縁部の保護	むね上げ導体が突角部等に設置されていない場合は、追加で突角部、縁部に受雷部を設置する。 加えて、以下のいずれかの対策を講じることが望ましい。 ① 外周部を覆う金属製の笠木を利用する。 ② 外壁の縁部の直近に沿って受雷導体を配置し、かつ、突角部を下図のように設置する。   導体による対策 突針による対策	特に規定なし
引下げ導線システム		引下げ導線の改修は不要だが、平均間隔が 20m を超える場合は、引下げ導線と導電性部材の間に発生する火花放電に対し、影響を受けない対策を施す。	・原則 50m 以下
接地極システム		対応不要	・総合接地抵抗値 10Ω 以下 ・単独接地抵抗値 50Ω 以下 ・基礎(構造体)の利用